

琉球大学学術リポジトリ

沖縄における明治期土地整理事業と原名

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学法文学部 公開日: 2010-02-17 キーワード (Ja): 土地整理, 地名, 原名, 小字名, 集落空間, 沖縄 キーワード (En): 作成者: 町田, 宗博 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/15709

沖縄における明治期土地整理事業と原名

町田 宗博
Munehiro Machida

Place-names and Land Reform in Okinawa

キーワード：土地整理、地名、原名、小字名、集落空間、沖縄

1. はじめに

日本本土の小字名に相当する原名（ハルナー）は、沖縄全域を一律に覆う集落を構成する空間の基礎的単位の名称である。現在的那覇・浦添・沖縄市などの都市域の生活の中で、原名が使われることはほとんどない。しかし、農村域では、日常的に場所を識別する名称として原名が使われる。畑の所在地も、たとえば「兼久原」（カニクバル）のいも畑であったり、「桃原」（トウバル）のさとうきび畑として表現される。さらに、原名を比較検討することにより、土壌や地形の類似性から類推し、カニクが砂地あるいは細かな土壌に由来し、トウバルが平坦な地形に由来する地名であることが理解されてきた。このように、原名（ハルナー）は土地の特定領域の属性を示す名称としても認識されてきており、最も基礎的な地理情報の一つである。

近年では、1982年の南島地名研究センター（設立代表：仲松弥秀、現代表：島袋伸三、会誌「南島の地名」や会報「珊瑚の島だより」を発行している）の発足や1986年の『角川日本地名大辞典』の発刊を契機として、市町村教育委員会を中心とした地名調査報告書や地名研究書が刊行されてきている。これら、近年における沖縄の地名調査を特徴づけるものとして、小地名にたいする関心の高さがあげられる。ここでいう小地名とは、市町村自治体においても土地呼称の最小単位として用いられる原名よりさらに詳細なレベルの地

名である。小地名の収集手段は古老からの聞き取りを主としておこなわれ、史資料などが副次的に利用される。聞き取りを主体とした小地名調査が先行する理由は、伝承による地名を現在の場所に同定することが容易であり、かつ確実であるからだ。史資料については、地域ごとに残存や記載にむらがあり利用が限定される。また、原名の付いた領域を考察する場合、史資料に記載の地名の領域が現在のどの場所に相当するのか、すなわち過去と現在の地名とその領域の同定が困難な場合が多い。たとえば、1713年の首里王府による『琉球国由来記』記載の御嶽を現在の場所に同定することが容易ではないことがそうだ。また、15世紀～16世紀の『おもろさうし』や『辞令書』に散見する原名レベルと思われる地名の同定作業はさらに困難で、近年では「おもろ地名」として言語や歌謡の研究者を中心とした一ジャンルが形成されつつあり古琉球の空間のなかでこれらの地名が語られる。さらに『球陽』記載の18世紀以降の原名ですら現在の地名の中で確認できないのが多い。このことは、地理、歴史、民俗、人類、言語などの沖縄をフィールドとする研究者の共通の認識でもある。沖縄における地名研究の先駆的業績である『南島風土記』において、東恩納寛惇（1950）は沖縄の地名はその呼称において3回は大変化していると指摘し、3回目の変化は、明治以後で、「明治29年の区制、36年の土地整理、40年の市町村制と引続き行政区の変動があつて、地名の上に画期的変化が起つた。」と述べている。さらに、名嘉順一（1982, 1986）や田名真之（1984）も原名（小字名）レベルでの地名変化について述べているが、その詳細について論及しているわけではない。唯一、仲原弘哲（1991）が残存していた地図資料を用い原（ハル、小字）レベルでの具体的地名変化について言及しているのみであろう。

筆者の関心は、現在使用されている原名と領域の過去から現在への連続性、文献・伝承で確認できるが現在位置の同定ができない原名の不連続性、あるいは小地名として過去の原名のみが残り、その領域を現在に同定できない領域の不連続性、そしてこれらをもたらした背景にある。

この関心に迫る最初の段階として、本稿では明治32年から36年にかけておこなわれた土地整理事業に焦点をあてる。土地整理事業は、土地耕作と貢租責任を集落（集団）が担う地割制度を基盤とした首里王府の土地制度から、土地の所有と納税責任を個人が負う日本の明治政府の土地制度への移行作業である。またこれは、近世の慶長検地や元文検地にもとづき構築されてきた沖縄の集落空間における経界と領域と地名が、明治初期の地租改正の経験的知識と当時の日本における最先端の測量技術を持った技術者集団によって再編成される過程であると考えられる。

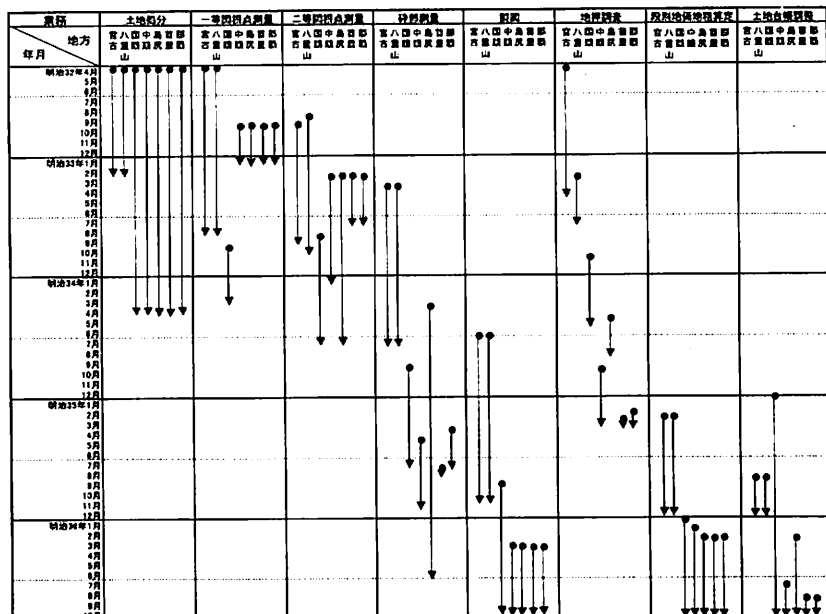
この時期における沖縄の地名の変化を端的に示す史資料が見つからない現在、多少迂遠ではあるが、近世琉球の地名や経界が日本の制度に組み込まれる場である土地整理の作業過程を検証し、そのなかで、原（土地整理時点での字）の領域や原名（土地整理時点での字名、後に小字名とも呼称）がどのように位置付けられているのか考察していくこととする。

2. 土地整理事業における作業

土地整理に関する概要やその歴史的意義については、西原文雄（1970, 1983）や田港朝昭（1972）らの論稿が知られている。また筆者の関心領域に近いところでは、土地整理における土地の等級データから詳細な地図を作成し当時の宮古島の集落空間へのアプローチを試みた崎浜靖（2000, 2003）がある。本稿では、原名の決定に関与したと思われる明治期の土地整理事業の具体的作業に焦点をあてたい。

土地整理事業は、次の三つの事業からなる。第1に、個人の土地所有権の確定作業としての土地処分であり、これを達成するための地割替も含まれている。第2に一筆単位にまでいたる土地測量であり、1等図根点測量や2等図根点測量、碎部測量、製図作業を含むものである。第3に地租決定のための地価査定であり、このための地押調査、段別地価地租算定、土地台帳調整作業がこれに含まれる。これらを臨時沖縄県土地整理事務局（以下土地整理

事務局と略称)の作成による「沖縄県土地整理紀要」(以下土地整理紀要と略称、琉球政府編(1968)掲載)から地域別着手完成別に作業過程をみたのが第1図である。これによると、村における持地人の協議に大きく依存する



第1図 土地整理事業業務別作業期間一覧

土地処分をのぞくと、一等および二等図根点測量は技術依存の作業で単独で実施しうるものであり、製図や段別地価地租算定も土地台帳調整も他の作業結果に依存する器械的作業であり、その作業期間もおよそまとまった期間として把握することができる。これに対し、碎部測量と地押調査は、島尻を除き、地押調査の終了もしくは地押調査の開始後に碎部測量が開始されている。ここで島尻においては碎部測量に2年2ヶ月の歳月を要したことになっており、島尻における地押調査の実施時期、他の地域での碎部測量期間を考えると著しくイレギュラーな期間となっている。これが島尻の地域事情によるものか「土地整理紀要」の誤植によるものなのかは後日の判断を待ちたい。た

だ、地押調査が「毎筆ノ地目境界等級及所有主等ヲ調査スル為メ」（「土地整理紀要」）のものであることを考える時、碎部測量が地押調査に先行することは考えにくい。

これら明治期の測量作業や土地調査と、その成果である公図についての研究は、佐藤甚次郎（1986, 1996）の労作がある。佐藤（1986）は、「沖縄県における土地整理法による調製の地籍図」において、土地整理事業の概要を「土地整理紀要」に依拠してのべるとともに、この事業で作成された地図について、1. 地図作成の中心となったのが陸地測量部における熟練者であり、技手・助手はそれによって養成された技術者であったこと。2. 測量には近代的測量機械および用具が使用され、製図にあたっては縮図機械が用いられたこと。3. 地図は陸地測量部における近代地図の作成方法・技術を導入して調整されたものであること。4. 地図の精度は、地租地引絵図に比べて格段の相違がみられ、村による精粗・巧拙の差異がほとんどなかったことを述べている。以上のように、測量と地図作成については、明治期日本における最先端の技術が土地整理事業に導入されたことがわかる。

土地整理事務局の1899年（明治32）における組織構成は、第一部が庶務と会計の二課で、第二部が測量と査定二課からなっていた。翌1900年（明治33）には部が廃され庶務課が長官官房と処分課に分かれたれ、翌年5月には処分課の残務が査定課に移されている。（「土地整理紀要」）このように、測量業務は測量課により、地押調査は査定課を中心に遂行されていた。

そして、この地押調査と碎部測量こそが労力としても期間としても土地整理事業における最大の作業といえる。また碎部測量も地押調査の結果に依存しているであろうことを考えた場合、土地処分と並び、人間の判断と合意を必要とする地押調査が「土地整理」の結果を大きく左右する作業であったと言えよう。そしてまさに、この土地処分と地押調査作業の中でこそ、耕地の径界や村界、字界（原界、あるいは後の小字界）、そして原名が語られ決められていったのであろう。

以下では、この土地処分と地押調査の作業過程で、原名がどのように扱われていたのかを考察したい。

3. 土地所有権の確定作業としての地割替

1899年（明治32）4月1日施行の「沖縄県土地整理法」（以下「土地整理法」と略称）においては、その条文の大部分が、旧慣土地制度にもとづく土地に対しどのように新しい所有権を設定するかについて当てられている。しかし最終的な土地所有権の決定は「一般ニ土地ノ所有ヲ得セシメ及所有ノ公平ヲ保タシメンコトヲ期」（「土地整理紀要」）して村における協議によって土地所有が決定するよう行政当局は誘導している。このことを目指して「土地整理法」の第二条には「・・此ノ法律施行ノ日ヨリ一ヶ年以内ニ地割替ヲ為スコトヲ得・・」とあり、この条文を背景に、島尻郡で全202村のうち90村（44.6%）、中頭郡で全156村のうち91村（58.3%）、国頭郡で全135村のうち109村（80.7%）で地割替を行っている。（「土地整理紀要」による）このように、沖縄島の北部の地域で地割替を実施した村が最も多く、中部、南部と実施の村が少なくなっており、地域的な偏りがみられる。このことは、浮掛地を多くかかえたと思われる屋取集落の分布と関連するのであろうか。また、地割替の慣行を持たない宮古郡で全38村が地割替を為さず、八重山郡では全32村のうち1村のみが地割替を行っている。

この第二条を受けて村レベルでの対応は沖縄農地制度資料集委員会（1997）によるとおよそ次の通りである。羽地間切の場合、明治32年3月1日付羽第677号の文書で各村頭あてに、地割を実施するか否かを問うている。これに対し、真喜屋・稲嶺村では、9日後の3月10日に真喜屋・稲嶺村の頭上地清平から間切長島袋登嘉あてに土地整理法「発布後1年間ニ於イテ地割替ヲナス」旨の文書を返している。次いで三ヶ月たった6月3日付で、稲嶺、真喜屋村各々から臨時沖縄県土地整理事務局長官奈良原繁あてに、複数の持地人総代の連署で「地割替協議事項認可申請書」が出され一月後の7月

10日に認可されている。

「地割替協議事項認可申請書」における各々の村の決議書によると「地割替ハ認可書到着後30日以内ニ着手」し、作業過程の中で「現地配当ノ方法」をとるとしてその手順を次のように述べている。

「地人中ヨリ10名ノ調査員ヲ選定シ実地ノ丈量及ビ地味ノ等級ヲ詮定セシメ然ル後地人一同現地ニ臨ミ其等級ニ応ジ左記ノ叶米を乗シ総地数ヲ以テ之ヲ除シ而シテ1地ノ配当叶米高ヲ定メ地人臨ニ依リ叶米高ニ相当スル土地ヲ配当ス同一地ニ2人以上ノ希望者アル場合ハ抽籤セシムルコト」

この作業の目的は誰がどの土地を貰うのかを決め、それをみなが認めることにある。ただ、見方をかえると次のようにも言えるであろう。これら集落の構成員（村人）による現地での確認作業は、集落の地理的情報を確認あるいは再確認する直接の契機であり、この作業を通して集落の種々の地理的情報に関する共通の基盤が形成されたということであろう。それは、どの耕地はどこにあるのかという位置の情報は地名（原名）と置き換えられ語られたであろうし、耕地の広さやその原名を持った場所の広がりには丈量による数値だけではなく視覚的な認識として記憶されたのであろう。また、「地割地ハ可成筆数ヲ少ナクナス事」という決議書の条項も、どれくらいの小さな耕地を一筆にたばねるか、それを可とするか否かも現地で語られたらう。さらに言い加えれば、この作業は、近世琉球で形成されてきた集落空間の地理的情報に関して、大多数の集落構成員による最後の確認の機会であったということである。現代に連なる伝承としての近世琉球の集落空間に関する地理的情報の大部分は、この時期の継承であろう。またこの時期以降、地名を含めた近世期の集落空間の地理的情報量は確実に逡減してきたと言えよう。

以上は羽地間切での事例であるが、勝連間切南風原村でも明治29年の地割で現地での丈量がおこなわれており（安良城盛昭1976）、地割替の実施された村においてはおおむね何らかの形で現地での確認作業がおこなわれたと推察される。

以上のことから、地割替の実施された村においては、集落の構成員による現地作業を通して、集落空間の地理的情報に対する共通の知識基盤が形成され、このことは後の土地整理事業の作業進行に大きく寄与したと考えられる。管見によれば、地割替の実施されなかった集落についての資料が見つかっていない。ただ、これらの村々においても、一筆単位での所有者の確定と径界の確定には集落の構成員による協議、あるいは現地における土地の確認作業が必須であったと思われる。

4. 地押調査と原名

1) 地押調査の体制

沖縄農地制度資料集成委員会（1997）における、査定課の地押調査についての予算書類から作成したのが次の表である。

	明治32年度	明治33年度	明治34年度	明治35年度
組数	12組	14組	14組	14組
(延作業日数)	2,580日	3,010日	3,010日	3,000日
1組当日数	215日	215日	215日	214.3日

ただ、この資料においては、八重山の地押調査は明治32年度に予定されており、明治33年度には予算計上されていない。実際には、第1図の通り明治32年度は宮古の調査となっておりこの表とは異なっている。このことから、同資料は予算案の一つであったと考えられるが、地押調査の実施体制について事務局の考えを知ることができる。これによると、全管筆数1,275,994筆で1組平均110筆を調査するものとして地押日数11,600日とその積算根拠としている。これらの筆数の算出について、田里修（1989）は地租改正案における民有地の筆数の算出をあげ、元文検地の竿入帳から割り出した筆数であろうと指摘している。この指摘は当を得た指摘であり、作業担当者は地図資料を含めた検地史料を地押調査の段階で十分に活用したであろうと思われる。

また1組の構成は書記、助手、嘱託、人夫の4名からなっている。予算項

目の中で、助手や地押人夫と並び地押実地参照人の名称が見えていることからこれが囑託に相当するのであろう。かつこの地押実地参照人が、「地押調査ヲナスニハ地主総代ヲシテ実地ニ立会ハシメ諸般ノ諮詢ニ応セシムル」（「土地整理紀要」）役割をもっていたと思われ、地主総代に相当する人物のようである。各筆の地位等級をめぐって地主総代の中には「低位ノ答申ヲナシ以テ付等ヲ低カラシメント」する者や「答申ノ全然採用セラレサルノ故ヲ以テ立会ヲ拒ム」者もあったが、繰り返し調査の趣旨を説明し納得させ大きな騒ぎにもならず適当な決定をしたという。（「土地整理紀要」）このように、地主総代の実地の立会いは、個人の地租負担の算定に直接結びついた土地の地位等級の決定に関することが焦点であり、原名とその領域に関する事柄は、当事者には瑣末な事であったかもしれない。

2) 地押調査手続き

この原名とその領域はどの段階でどのように確定していったのであろうか。筆者は、この地押調査の作業段階で作業の単位領域が確定され、これにとまない原名が決められていったであろうと考えている。以下これについて考察をしていく。

「土地整理紀要」によると地押調査手続において次のような項目がみられる。

第二条 地押ハ字界村界等ヲ正シタル上着手スルモノトス

・ ・

第七条 少歩数ノ土地ニシテ連接セルモノハ一筆トシ調査スルモノトス此場合ニ於イテ若シ所有者ヲ異ニスルモノハ可成交換ヲ勧誘スルモノトス

第八条 地押ノ際別紙第一号様式ニ依リ見取図及字別村図ヲ調製スルモノトス

第九条 見取図ハ鉛筆ヲ以テ書キ置キ即夜若クハ雨天ノ日ニ之ヲ整理スルモノトス

第十一条 調査主任ハ事業進捗ノ状況ニ応シ適当ノ時機ヲ計リ自己ニ於テ若クハ調査員ヲ指定シテ再地押ヲ為シ見取図ノ適否誤脱ノ有無ヲ調査シ及毎筆地ニ等級ヲ付シ之ヲ見取図ニ記入スルモノトス

第十二条 前条ノ調査ヲ了シタルトキハ当該担当者ニ於テ一村ヲ通シテ地番ヲ付スルモノトス・・・

第十三条 再地押ヲ了シ地番ヲ付シタルトキハ当該担当者ニ於テ別紙第2号様式ニ依リ土地1筆限帳及第4号様式ニ依リ地押調査報告書概況報告書ヲ調製スルモノトス

ここでいう字界とは原界であり、原名の冠せられる領域でもある。明治40年以降、「村」が「字」という単位呼称に変わった後は、「字」に対して「小字」とも呼ばれた領域である。

第二条に明確に述べられているように、地押調査の最初に、字界（原界）や村界の領域を正す作業があり、領域の名称である原名も呼称されていたことは間違いあるまい。また「正シタル上着手スル」という表現は、なんらかの作業標準があり、これにあわせた領域の修正作業があったようだ。この第二条と第七条については、前述の通りすでに地割替などの土地処分段階でその情報は、整っていたものと考えられる。これが、具体的に確定されていく作業が第八条から第十三条までの項目である。「別紙様式」について現在確認することができないが、地押調査監督員心得の条項中に「毎筆地等級ノ詮定ハ適当ナルヤ」「土地1筆限帳ハ地番地目枚数等見取図ト符合シ住所氏名ニ誤謬ナキヤ」とあり、地押調査員の収集すべき地理情報を知ることが出来る。

そして最終的にこれらの地理的情報を土地と結びつけた段階、すなわち見取図を作成した時点こそ、原（土地整理における字、後に小字とも呼称）の領域と原名^{ハルナー}が確定した時点といえることができる。この確定された領域に対し、土地一筆限帳が作成され土地台帳が作成されていくこととなる。

3) 見取図と字別村図

沖縄農地制度資料集成委員会（1997）所載の「土地整理要録」に「地押調査手続」の草案とみられるものがあり、この第十条には「見取図ハ凡ソ600分1ノ縮図トナスモノトス」と具体的な縮尺が記され、第十三条には「見取図ハ鉛筆ヲ以テ画キ置キ即夜若クハ雨天ノ日ニ於テ墨線ヲ以テ改製整理スルモノトス道路ハ朱河川ハ青ヲ以テ着色スルモノトス 見取図ハ2通ヲ製シ1通ハ保存シ1通ハ間切役場へ交付スルモノトス」との記載がある。

仲原弘哲（1991）によると、今帰仁村平敷に「平敷村略図」（一枚）と「字図」（七枚）が残っており、前者が明治32年以前の内容を持ち、後者が土地整理初期（明治32年頃）のものであることを述べている。（沖縄県今帰仁村歴史文化センター編1997にも再掲されており、同書ではカラー刷の村図が掲載されている）

この「字図」を実見すると、下書きが鉛筆でなされ後に墨書されていることがわかる。また道路は朱で河川は青で表現されており縮尺も600分の1の明示がある。地番、地目、枚数、所有者名、等級の記載もみられる。以上のことから、これら「字図」は土地整理の地押調査において作成された見取図であると断定することができよう。同様の見取図は、現在の北谷町域の一部地域を描いたものが残っている。

また、沖縄農地制度資料集成編集委員会編（1997）所載の「監督員注意事項概要」の中で、「間切絵図ニ基キ概略図ヲツクラシメ之ニ字ノ所在ヲ記入セシム」の記載があり、地押調査員は検地などに基づく地図資料を閲覧、把握していたと考えられる。「平敷村略図」を実見すると鉛筆による下書きがなされ、後に墨入れがされている。このことは「平敷村略図」を作成した原図が別に存在した可能性を暗示している。さらに仲原弘哲（1991）によると同図の「紙は楮紙で本土産」との指摘がある。土地整理事務局の地図用紙としては楮紙である美濃紙が一貫して使われており、この点において「平敷村略図」の紙質と一致しているといえるが、同一の美濃紙かどうか現段階で断

定はできない。

以上のことと、「平敷村略図」が地押調査の見取図とワンセットで保存されてきたことを考えると次のことが推察される。同図が地押調査における字別村図に相当しているか、字別村図を作成するための原図となっていた可能性がきわめて高いということである。いずれにせよ、「平敷村略図」が地押調査の基礎資料として調査員に使用されたのはほぼ間違いあるまい。

4) 原(字)の領域

土地整理事業においては「字」とも呼ばれる「原」の領域は、地押作業においてどのような意味を持っていたのであろうか。

佐藤甚次郎(1986)によると、「字は調査作業や帳簿整理の基礎単位」(125頁)であり、明治22年3月の『土地台帳調製手続』では「土地台帳は「字」単位の簿冊につくることが決められた」(138頁)という。沖縄での地押調査手続や地押調査監督員心得の中には字(原)が調査の単位であるとの明確な記載は無い。しかし、字図の作成とこれに関連した土地一筆限帳の作成、碎部測量においては「一筆地測量ハ土地ノ一字ヲ一区域ト為」(「土地整理紀要」)すとの記載があり、さらに仕上げの作業である製図においても、「図面ハ字図及村図若クハ区図ノニトス」(同上)とある。このように沖縄の土地整理事業においても、字(原)が地押調査や測量の基礎単位であることが調査員にとって既知の事実であった。

この基礎単位というのは、具体的には図面に描かれる領域(範囲)であり、土地一筆限帳や土地台帳の一簿冊ということである。そして、この領域や一簿冊に付された名称が原名である。以下では、これらの確定の過程を考察していく。

佐藤甚次郎(1986)によると、「字は改組にあたって新しく区画され、新規に設定された区域」(125頁)であると述べ岐阜県、福島県、石川県、千葉県、神奈川県、三重県の事例を挙げ「旧字の区域と旧字名を襲用していたり、旧字を根底にして再編成している場合がみられるにしても、新字は原則とし

て調査の単位地域として適当な規模で画定し、字名は従来のもものうちから適合する地名を採択して命名したのであった、むしろ新規の設置といえよう。」(127頁)と述べている。このように沖縄に先行する日本本土の地租改正に伴う土地整理事業においては、基礎単位である字の再編成は通常の作業として実施されたようだ。

原(字)領域の確定に関連する資料として沖縄農地制度資料集成編集委員会編(1997)所載の「監督員注意事項概要」(70頁)の項目に地割に関する件として「各地人へ配当スル土地ハ成ルヘク大キク纏メタルコトトセハ如何ナル方法ヲ以テ現地ノ組ミ合セヲナスヤ」「前項ノ目的ヲ達スル為メ土地ノ交換ヲ広く行フコトヲ要スルヲ以テ其法ヲ講スルコト」の記載がみられる。これは、前述の真喜屋・稲嶺村における「地割地ハ可成筆数ヲ少ナクナス事」という地割替協議事項認可申請書における決議書の項目にも対応したものである。また、今帰仁村における「字図」(見取図)においても、何筆かを合筆したものと「二枚」とか「三枚」の記載がみられ、地押作業においてこれが実施されたことがわかる。以上のように一筆の面積を広くしていくことが地押作業の方向であった。

同じく原(字)領域の確定に関連する資料として沖縄農地制度資料集成編集委員会編(1997)の「字ノ分界其他ノ事項」(71頁)として「字境界ヲ定メ其境界ニ標木ヲ建設シテ字名ヲ記入セシム字名ナキ所ハ新タニ字ヲ設ケシメ1字ハ凡ソ100筆以上200筆以下字ノ境界ハ明治33年3月31日マテニ定メシム」の記載がある。明治33年3月31日頃の作業状況を前掲の第1図で確認すると、国頭、中頭、島尻、首里、那覇における二等図根点測量の開始直前に相当する。ということは、この事項は、沖縄本島の作業実施手順に基づいて記載されたのだろうか。また、「字名ナキ所」がどのような場所かもここでは明らかではない。しかし、佐藤甚次郎(1986)の日本本土における事例では、「ある地域では、歴史的経過において細分化され、字の地域規模はきわめて不均等になっていた」(125頁)と指摘しており、字の確定はこれら細分

化された地域を統合して再編成されるのが一般的なようだ。これに対して上記の「字名ナキ所ハ新タニ字ヲ設ケシメ」という一文はきわめてイレギュラーな沖縄における土地整理事業の一面を示しているのかもしれない。さらに、1字の大きさを100筆から200筆と筆数で記しており、1字の面積ではなく、土地台帳の1簿冊あたりの筆数を字の領域確定の目処としたのであろうか。勝連間切南風原村の土地整理事業で作成された地籍図によると、確認可能な19の「字図」のうち100-200筆に収まるのは12字、これに足りないものは3字（77筆、82筆、93筆）で、これを上回るものは4字（238筆、243筆、245筆、289筆）である。（沖縄県中頭郡勝連町字南風原字誌編集委員会編2000, 271頁から作成）おおむね、100筆から200筆におさまってはいるが、この範囲が基準値であるとするれば、それほど拘束力をもった値ではないようだ。

この原（土地整理での字）の領域を、地押調査員ほどの程度の規模にまとめると判断していたのか。このことが、既存の原の統廃合に直接結びついていったと考える。これについては今後の課題としたい。

5. おわりに

本稿は、沖縄における土地整理事業に焦点をあて、その作業過程において集落空間における原名と領域がどのように確定されたのか、その状況を考察した。土地整理事業の初期において、地割替や所有者確定作業の段階が、集落の構成員による近世琉球に形成された集落空間の地理的情報を共通に確認する契機であった。これらの地理的情報や検地資料を活用しながら、作業は進行し、地押調査の見取図作成の時点で、現在に連なる原の領域と原名が確定された。そして原の領域をどの大きさを確定するかが、既存の原の再編成、地名の統合につながると考えるが、これについては今後の課題としたい。筆者の関心は、原名と領域の連続性と不連続性に根ざしており、本稿はその端緒である。

参考文献

- 安良城盛昭（1976）勝連間切南風原村文書史料調査中間報告，「古文書等緊急調査報告書」，15-21，沖縄県教育委員会。
- 沖縄県中頭郡勝連町字南風原字誌編集委員会編（2000）『勝連町南風原字誌』，南風原公民館。
- 沖縄県今帰仁村歴史文化センター編（1997）『なきじん研究－今帰仁の地名－』，沖縄県今帰仁村教育委員会。
- 沖縄農地制度資料集成委員会（1997）『戦前期の沖縄農地制度資料』，沖縄県農林水産部。
- 名嘉順一（1982）沖縄の地名ハルナーについて，『琉球の言語と文化 仲宗根改善先生古希記念』，171-183。
- 名嘉順一（1986）『球陽』にみる地名，『球陽論叢』，901-930。
- 崎浜 靖（2000）地籍資料を利用した歴史空間の復元作業（1）。「南島文化」，22，75-85。
- 崎浜 靖（2003）地籍資料を利用した歴史空間の復元作業（2）。「南島文化」，25，47-72。
- 佐藤甚次郎（1986）『明治期作成の地籍図』，古今書院
- 佐藤甚次郎（1996）『公図 読図の基礎』，古今書院
- 田里 修（1989）明治29年沖縄県地租改正に関する一考察，「沖縄文化研究」，15，37-59。
- 田名真之（1984）『南島地名考』，ひるぎ社。
- 田港朝昭（1972）土地整理事業，『沖縄県史3』，305-342。
- 仲原弘哲（1991）今帰仁村内の小字の変遷，「南島の地名」，4，47-54。
- 西原文雄（1977）「土地整理」に関する一考察，『近代沖縄の歴史と民衆』，82-109。
- 西原文雄（1983）土地整理，『沖縄大百科事典 中』，947-949。
- 東恩納寛惇（1950）『南島風土記』，1974沖縄郷土文化研究会復刻版。

琉球政府編（1968）沖縄県土地整理紀要、『沖縄県史21旧慣調査資料』、595-692.